

第11期中野区健康福祉審議会	資料1
第6回障害部会（2026/9/8開催）	

令和8年8月24日

障害福祉計画等に対する中野区障害者自立支援協議会の意見について

第10期中野区障害者自立支援協議会
会長 中村 敏彦

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）第八十八条に基づく市町村障害福祉計画である第8期中野区障害福祉計画ならびに第4期中野区障害児福祉計画等の作成にあたり、同条第九項に基づく第10期中野区障害者自立支援協議会として、下記のとおり、意見を申し述べる。

記

1. 計画全体に対する意見

日本が2014年に批准した障害者権利条約は、障害者も他の者と同等の人権を持ち、普通に暮らせる社会をつくるための国際基準である。ついては、中野区の障害者及び障害児の福祉計画も、誰もが豊かに暮らせる社会づくりを地域社会全体で取り組むことを謳うことが重要である。

障害のある人が抱える課題は、高齢、生活困窮、ひきこもり、子育て等の課題と複合化している場合が多く、地域共生社会の実現のためには、分野横断的な支援体制の構築が不可欠である。そのため、中野区が進めている全世代型の地域包括ケア及び重層的支援体制整備事業との連携の視点を、より明確に計画に位置付け、障害者相談支援事業や障害者当事者団体・関係団体が地域ケア会議や多機関協働の仕組みに積極的に参画し、地域共生社会の実現に向けた役割を果たすことが求められる。

2. 障害者の権利擁護に関する意見

（1）障害の理解促進・啓発活動について

地域共生社会の実現のためには、障害のある人への支援だけでなく、区民一人ひとりが障害や差別、権利擁護について理解を深め、ともに地域をつくる主体であることや、支援する側と支援される側という関係にとどまらず、区民全体が地域共生社会を実現する当事者であるという視点を、計画に明確に位置付けることが望ましい。

区民への啓発事業については、出前講座、手話脱出ゲームのみならず、バリアフリーや防災など、中野区で実施している事業を一つにまとめ、消防、警察、交通会社、中野区を本社にしている企業など、さまざまな業種の協力を得ながら、区民が楽しめる事業として障害者に接する機会を設けることも一案である。

また、ヘルプマークを付けていても気づかない人が多く、障害者差別解消法を含め、更なる周知啓発が必要である。

（２）障害者の虐待防止について

障害のある本人が、自分が虐待を受けているという認識がなく、声を上げることができないケースがあることも考えられる。そのため、本人にも分かりやすいマニュアルの作成及び配布が望まれる。

（３）成年後見制度の利用促進について

成年後見制度については、令和８年６月に改正民法が成立し、大きく見直されるが、今後の制度設計・運用の方向性が見えにくい状況にある。そのため、成果指標として、成年後見制度の利用促進そのものに着目するよりも、障害者権利条約や障害者基本法の理念を踏まえ、本人の意思決定支援や権利擁護の推進という観点から目標設定をすることが望ましい。例えば、意思決定支援の実施状況、権利擁護支援に関する相談体制の充実、多機関による支援体制の構築などを、成果として評価できる指標について検討してほしい。また、今後の制度改正に伴い、家族の高齢化も踏まえ、分かりやすいリーフレット等の作成が望まれる。

３．就労支援に関する意見

障害者の一般就労に向けた支援について、中野区内の経済団体と連携を深め、中小企業を中心に障害者雇用の雇用管理やノウハウ等の支援や研修等を進めるなど、雇用の確保のための取組が必要である。また、障害特性や企業の働き方の多様化に合わせた支援をしていくために、専門研修の受講など、支援者の育成を進め、障害当事者が就労を継続する基盤となる、健康的な生活を維持するために、関係機関と連携を図りながら、就労及び定着・生活支援を継続していく必要がある。

就労移行支援事業所等から就労した障害者の定着支援については、定着支援期間終了後に、スムーズな引継ぎを行い、関係機関同士での就労支援が途切れないよう、本人の就労生活を継続できるよう支援を行うことが求められる。

また、企業等に対する雇用促進や雇用の質の向上を支援する一方で、就労継続支援Ａ型事業やＢ型事業の仕事の確保や賃金・工賃の向上にも視点を充てる必

要がある。区役所が事業者に業務委託する場合、障害者雇用を行っている企業、あるいは、福祉作業所を積極的に活用するといった、障害者の収入向上に資する取組が望まれる。そのため、障害者優先調達法を区庁舎からの発注に留めることなく、中野区内の企業等に広める具体策を計画に入れることが望ましい。

4. 地域生活の継続や入所施設等からの地域移行促進に関する意見

(1) 家族支援について

家族は当事者の日常生活の支え手になっているケースが多くある一方、家族の介護負担や将来への不安もあり、家族に緊急事態が生じた時の対応者や相談先が分からないケースも多くある。そのため、障害のある人の家族への支援を計画の中に明確に位置づけるとともに、取組を推進していく必要がある。

また、家族への支援にあたっては、医療分野との連携を図りながら、安心して楽しく暮らせるように取組を検討する必要がある。

(2) 住まいについて

障害のある方が地域生活を継続するためには、相談支援や福祉サービスだけでなく、安心して暮らせる住まいの確保が不可欠であるが、障害のある方の住まい探しにおいて、「物件が出てこない」、「入居を断られる」などの課題が多く見られている。しかしながら、一般住宅の確保に関する課題は十分に扱われていないため、障害のある方が地域で自分らしく暮らし続けるためにも、住宅確保に関する支援や、民間賃貸住宅への入居促進策などを計画に位置付け、取組を推進していくことが求められる。

(3) 障害福祉サービス事業所等への支援について

障害福祉サービス事業所等における福祉人材の確保は、深刻な課題である。近隣区との各種報酬単価等の規定を比較し、差が生じないようにすることで、福祉人材の流出を防ぐようにすべきである。また、三号研修ヘルパーの居宅介護や移動支援に係る加算等により、事業者への経済的支援や、グループホームの支援員確保、教育をサポートするための取組を検討していただきたい。

(4) 医療的ケア児等及び重症心身障害児者等への支援について

令和9年4月1日に施行される「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、医療的ケア児者及び重症心身障害児者への支援に関して、以下の点について、検討していただきたい。

①在宅レスパイト・就労等支援事業について、支援場所の拡充にあたり、当事

者のニーズや事業者の意見を踏まえながら、より実効性の高い制度となるよう検討を進めること。

- ②重症心身障害者の意思決定支援を推進するため、意思伝達装置の日常生活用具支給決定にあたって、柔軟な対応を検討すること。
- ③医療的ケア児者及び重症心身障害児者への支援を担う事業者の基盤強化を図るため、三号研修ヘルパーの居宅介護や移動支援に係る加算等により、事業者への経済的支援を行うこと。
- ④医療的ケア児等の協議の場について、18歳以上の医療的ケア者への支援も含めた協議の場を設置すること。
- ⑤ペアレントメンター養成事業において、医療的ケア児保護者が、日頃の悩みや不安などを相談できる子育て経験者の相談へ発展していくことを、大いに期待する。

5. 相談支援体制に関する意見

相談支援体制の充実・強化にかかる専門相談の推進に関して、ピアサポートの活用を検討していただきたい。専門性の高い相談支援体制の整備にピアスタッフが加わることで、当事者の経験に基づく視点が相談支援に組み込まれることとなる。当事者目線のスタッフがいて安心して相談し続けることが可能になり、相談支援につながりにくいケースや支援の継続が困難なケースの相談の質向上に寄与することが期待される。すこやか福祉センター、相談支援事業所など、行政窓口にはピアスタッフを配置することで、当事者目線と専門性を兼ね備えたきめ細かい相談支援体制が充実すると考えられる。

6. その他

福祉事業に対して当事者の意見を出すことができる場を設置されたい。施設、日常生活などでの支援を受けている障害者の意見を集約できる場を、当事者の専門職、社会福祉士などが主催する形で設けてほしい。